

国民健康保険からのお知らせ

国保はみんなで支え合う制度です。

国保は、職場の健康保険に加入していない方や後期高齢者医療制度に移行されていない方などを対象に、加入者の皆さんに保険料を納めていただきながら、病気やけがをして、お医者さんに掛かったときに、医療費の一部を国保が負担し、皆さんの自己負担分を軽くする制度です。

「自分は健康だし、病院に行かないから関係ない。」

と考える方がいるかもしれませんが、どのような方でもいつ大きな病気やけがをするか分かりません。

そのために健康な方にも収入に応じた保険料を納めていただきながら、国保を支えていただく代わりに、自分が大きな病気やけがをしたときには支えてもらうというのが国保の趣旨です。

保険料を納めない方がいると、この全体の仕組みが機能しなくなります。保険料を納めるということは、自分だけでなくみんなが安心して暮らせるために必要なのです。

◆平成23年度国民健康保険税の計算方法（下記の①と②と③の合計額です。）

医療保険分 …医療保険の費用にあてるためのものです。すべての国保加入世帯の世帯主が負担します。

$$\text{①【医療保険分】} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \text{課税標準額} \\ \times 7.3\% \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{資産割} \\ \text{固定資産税相当額} \\ \times 29.3\% \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \text{1人につき} \\ \text{26,800円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{平等割} \\ \text{1世帯につき} \\ \text{24,800円} \\ \hline \end{array}$$

後期高齢者医療支援分 …長寿（後期高齢者）医療制度を支援するためのものです。すべての国保加入世帯の世帯主が負担します。

$$\text{②【後期高齢者医療支援分】} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \text{課税標準額} \\ \times 3.2\% \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{資産割} \\ \text{固定資産税相当額} \\ \times 10.2\% \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \text{1人につき} \\ \text{6,700円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{平等割} \\ \text{1世帯につき} \\ \text{7,700円} \\ \hline \end{array}$$

介護保険分 …介護保険の費用にあてるためのものです。40歳以上65歳未満の方（介護保険第2号該当者）が属する世帯の世帯主が①と②に加え負担します。

$$\text{③【介護保険分】} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \text{課税標準額} \\ \times 0.9\% \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{資産割} \\ \text{固定資産税相当額} \\ \times 5.6\% \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \text{1人につき} \\ \text{8,000円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{平等割} \\ \text{1世帯につき} \\ \text{5,500円} \\ \hline \end{array}$$

注) 1「課税標準額」…総所得金額から基礎控除(33万円)を差し引いた金額です。

2 平成23年度は税率の変更はありません。

◆1年間の税額の上限（課税限度額）について

・地方税法施行令の改正により平成23年度から国民健康保険税の課税限度額が改正されました。

課税区分	平成22年度	平成23年度
医療分	50万円	51万円
支援分	13万円	14万円
介護分	10万円	12万円
計	73万円	77万円

◆遡及賦課について

国保税は資格が発生した月から課税されます。つまり加入の届出が遅れてしまった場合でも、届出をした月から課税されるのではなく、国保の資格が発生した月（他の健康保険の喪失月または転入した月など）まで遡って最大3年間分の国保税が課税されることになります。

◆低所得者への減額制度について

所得が一定以下の世帯については、税負担を軽くするため「均等割額」と「平等割額」が次のとおり減額されます。(未申告の場合は減額されませんので、必ず住民税申告をしてください。)

①	総所得金額が、33万円以下の世帯(擬制世帯主を含む)	7割軽減
②	総所得金額が、33万円+(24.5万円×世帯主を除く被保険者数)以下の世帯	5割軽減
③	総所得金額が、33万円+(35万円×世帯主を含む被保険者数)以下の世帯	2割軽減

また、非自発的失業者にかかる国保税の軽減制度に該当する方は、雇用保険の特定受給者・特定理由離職者として失業給付を受けた方です。

◆お支払方法について

●普通徴収の場合…納付書または口座振替によるお支払いになります。

国保税は年税額を8回に分けて納入していただきます。ただし、年度途中で納税義務が発生した場合、税額を残りの納期に分けて納入していただきます。平成23年度の納期限は以下のとおりです。《国保税に前納報奨金はありません。》

	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納期限	H23.8.1	H23.8.31	H23.9.30	H23.10.31	H23.11.30	H23.12.26	H24.1.31	H24.4.2

●特別徴収の場合…年金からの天引きになります。

特別徴収対象者

65歳以上75歳未満の被保険者のみで構成されている世帯で、世帯主が特別徴収の対象になる年金を年額18万円以上受給しており、国保税と介護保険料の合算額が、特別徴収の対象になる年金の受給額の1/2を超えない方。(納税義務者が擬制世帯主の方は除きます。)

支払い月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収				●	●	●	●	●	●	●		●
特別徴収	●		●		●		●		●		●	

※世帯の中で、年度の途中で75歳になる方がいる場合は、特別徴収の対象になりません。

※特別徴収になった方の来年度(平成24年度)の4月、6月、8月の税額は、今年度(平成23年度)の2月の税額と同額を仮徴収します。

※年度の途中で税額が変更になった場合、普通徴収に切り替わることがあります。

※特別徴収になる方の支払回数は、年6回です。公的年金支給の際にあらかじめ保険税が差し引かれますので、ご自身が別途金融機関で納付する必要はありません。ただし、あらたに特別徴収の対象になる方は、年度途中から特別徴収が開始されるため、特別徴収が開始されるまでの期間は普通徴収です。

◆国保税の納税通知書は世帯主に送られます。(平成23年7月中旬)

世帯主が他の保険(社会保険、後期高齢者医療保険等)の加入者でも世帯内に国民健康保険の加入者がいれば、国保税の納税通知書は世帯主あてに発送しますので、期限内に納付をお願いします。

◆口座振替をおすすめします。

町では、町税等の納付について口座振替で納付していただくよう推進しています。口座振替は、納期限に合わせてご指定の預金口座から自動振替する方法です。口座振替にすれば金融機関まで支払いに行く手間も省け、「うっかり」納め忘れすることもなく、又還付請求の際口座番号間違いもなく大変便利です。

手続きは、金融機関等の窓口へ届出印をお持ちのうえ、『口座振替依頼書』を提出していただくだけです。

★国民健康保険税は、世帯主の方が納税義務者となりますので、納税義務者欄に世帯主名を記入してください。

なお、この申請を行った月の翌月から振替可能となります。

平成23年度から、コンビニでも税金が納められるようになりました。

店舗営業時間内に、バーコードが印刷されている納付書で、納期限内のものに限ります。

◆滞納する前に納付相談を!!

もし、あなたが保険税を滞納しているのなら、すぐに納めましょう。保険税を納めないでいると、国保の財源が不足し、きちんと納めている人の負担が大きくなってしまいます。

納税相談は役場税務課で常時受け付けています。

お問い合わせ先 富士河口湖町役場 住民課 国保・老人医療係 TEL 0555-72-1114 (直通)